

平成 1 7 年度 答申第 3 号

(平成 1 7 年 9 月 2 1 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 3 号  
平成17年 9月21日

宝塚市議会議長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会  
会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

平成17年4月22日付け宝塚市議会諮問第1号により諮問を受けた「平成17年2月9日の議会運営委員会に提出された、議会事務局作成の横須賀市視察に対する経過をまとめた資料」の情報公開請求に対する情報不存在決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

宝塚市議会議長（以下「実施機関」という。）が行った「平成17年2月9日の議会運営委員会に提出された、議会事務局作成の横須賀市視察に対する経過をまとめた資料」（以下「本件文書」という。）につき、情報不存在とした決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

## 2 異議申立人の主張

### （1） 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、実施機関が行った本件決定を異議申立人（以下「申立人」という。）が不服として、本件文書の公開を求めるものである。

### （2） 異議申立ての理由

申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 議会運営委員会は秘密会ではなく公開であり、そういう公開の場に提出されている文書は、公文書である。

イ 平成17年2月9日の議会運営委員会結果報告には、職員「それぞれがメモしているものをまとめたもの」を提出となっているが、不存在決定の理由は「一職員のメモであり」となっており、内容が食い違っている。

ウ 本件文書は事務局が整理したものであり、いつでも出せると事務局は言明しており、たとえ回収廃棄処分しても、本件文書のもとはあるはずである。

## 3 実施機関の説明

実施機関の情報不存在決定理由説明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

（1） 本件文書は、議会運営委員会からの依頼に基づき、一職員が数人の職員のメモの内容を時系列的にまとめて同委員会に回収を前提に提出したもので、組織共有する公文書ではない。

（2） 本件文書は、議会運営委員会からの依頼で回収を前提として作成した資料であるので、回収後は廃棄して現在はない。

（3） 本件文書のもとになったそれぞれのメモは存在するが、それぞれのメモをまとめた文書はない。

（4） 各職員がメモしているものを一職員がパソコンにまとめているが、組織共有したものではなく、すでに上書きしており、本件文書と同じものはない。

（5） 以上のとおりであるから、本件文書は不存在である。

## 4 審査会の判断

(1) 本件文書の公文書該当性について

本件文書は、平成17年2月9日の議会運営委員会において使用するために同委員会が議会事務局に作成を依頼したもので、議会事務局の職員が専用のパソコンで作成して同委員会に提出し、終了後、回収し廃棄している。

議会運営委員会は、地方自治法第109条の2に規定された議会の運営に関して調査や審査を行うために、宝塚市議会委員会条例に基づき議会に設置された委員会であり、本件文書を同委員会に提出することは、組織共用しているものと認められる。

また、議会運営委員会に提出したということは、少なくとも委員会で使用した時点においては、実施機関が保有していた文書であったと認められる。

以上のことから、本件文書は、条例第2条第1項第2号に規定する実施機関の職員が職務上作成し組織的に用いるものとして保有する公文書であると判断する。

(2) 本件文書の存在について

本件文書は、平成17年2月9日の議会運営委員会終了後に回収されて廃棄されているため、現在は存在しておらず、当審査会が事務局職員をして調査したところ、当該議会運営委員会の結果報告の決裁書に添付は認められず、当該文書が保存されているべきホルダーにもその存在は確認できなかった。

(3) 本件文書の電磁的記録について

条例第2条第1項第2号において、電磁的記録も組織共用し保有するものは公文書として情報公開請求の対象としているが、本件文書を作成した際の実施機関の職員の専用パソコンに保存されている電磁的記録は、平成17年2月9日の議会運営委員会終了後、職員が職務遂行に必要として更新を繰り返しているため、本件文書と同じ内容の電磁的記録は存在しないものである。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書は公文書には該当するが、すでに回収廃棄されて不存在であり、また、本件文書の電磁的記録についても同じ内容のものは存在しないため、「1 審査会の結論」のように判断する。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒 川 雅 行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中 村 留 美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平 松 毅 （会長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成17年 5月 6日	諮問
2	平成17年 6月 7日	異議申立人による陳述、実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成17年 7月 22日	審査
4	平成17年 9月 21日	答申